

門真市（平成 19 年 7 月 1 日から）

対象建築物	特定工程	特定工程後の工程
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造が併用する構造の建築物のうち、棟ごとに新築し、又は増築する部分で、次のいずれかに該当するもの	◆基礎工事 法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※ 1）の、基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）	法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※ 1）の基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）
<p>(1) 法第 6 条第 1 項の確認の申請若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請（以下「確認の申請」という。）又は法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画の通知（以下「計画の通知」という。）に係る部分の床面積の合計が 50 ㎡を超える住宅（一戸建て住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿）の用途に供する建築物</p> <p>(2) (1) に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が 3 以上のもの又は確認の申請等又は計画の通知部分の床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの</p>	◆建方工事 (1. 木造) 屋根の小屋組みの工事	壁の外装工事又は内装工事
	(2. 鉄骨造) 2 階の床版の取付工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
	(3. 鉄筋コンクリート造) 2 階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取付工事）	2 階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取付け工事）
	(4. 鉄骨鉄筋コンクリート造) 2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	2 階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
	(5. その他の構造) 屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
	(6. (1) から (5) を併用する構造) 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）	左欄において特定工程とされた工事に係る特定工程後の工程の工事

(※ 1) 法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く

適用除外 法第 85 条の規定に基づく建築物及び市長が別に定める建築物